

○総務省告示第 号

電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第五号）附則第二条第二項の規定に基づき、この法律による改正後の電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十七条の三第一項の規定の例により、同条第二項の適用を受ける電気通信事業者を次のとおり指定する。

令和元年 月 日

総務大臣 石田 真敏

- 一 株式会社 NTTドコモ
- 二 沖縄セルラー電話株式会社
- 三 KDDI株式会社
- 四 ソフトバンク株式会社
- 五 UQコミュニケーションズ株式会社
- 六 楽天モバイル株式会社
- 七 株式会社インターネットイニシアティブ
- 八 株式会社 ウイルコム沖縄
- 九 SBパートナーズ株式会社
- 十 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

- 十一 株式会社エヌ・ティ・ティネオメイト
- 十二 株式会社エヌ・ティ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ
- 十三 エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社
- 十四 沖縄セルラーアグリ&マルシェ株式会社
- 十五 株式会社オプテージ
- 十六 汐留モバイル株式会社
- 十七 株式会社ソラコム
- 十八 中部テレコミニケーション株式会社
- 十九 テレコムプロフエツショナルサービス株式会社
- 二十 株式会社ドコモCS
- 二十一 ビッグローブ株式会社
- 二十二 ヤフー株式会社
- 二十三 UQモバイル沖縄株式会社
- 二十四 LINEモバイル株式会社
- 二十五 楽天コミュニケーションズ株式会社